

第 22 期第 2 回神奈川県内水面漁場管理委員会議事録

日 時 令和 7 年 1 月 21 日 (火) 午後 1 時 55 分から午後 2 時 45 分

場 所 神奈川県庁新庁舎 5 階 「第 5 会議室」

議 題

1 諮問事項

- (1) 神奈川県漁業調整規則の一部改正について (資料 1)
- (2) 内共第 1 号、第 2 号第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可について (資料 2)

2 指示事項

- (1) 道志川及び津久井湖におけるわかさぎの採捕禁止について (資料 3)

3 報告事項

- (1) コクチバス等の生体持ち出し及び再放流の禁止に係る委員会指示の公報掲載について (資料 4)

4 その他

- (1) 令和 7 年 4 月の委員会開催日程について
- (2) その他

出席者

- ・ 委 員 漁業者委員 小島 善光、濁川 謙二、萩原 季、平田 英二、細川 孝
遊漁者委員 伊藤 義明、長塚 徳男
学識経験委員 井貫 晴介、内田 和男、津谷 信一郎
- ・ 事務局 山本事務局長、荒井事務局長代理、竹村主事、河野主事
- ・ 県水産課 原担当課長、照井 GL、相澤副技幹、中川技師

議 事

山本事務局長

それではこれより委員会を開催いたします。

委員の皆様の出席状況について御報告いたします。本日は10名中10名の委員の御出席をいただいております。漁業法第145条第1項の規定を満たしておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。

それでは議長よろしくお願いたします。

議 長
(井貫会長)

それではただいまから第2回の委員会を開会いたします。

本日の議題ですが、諮問事項が2件、指示事項が1件、報告事項が1件とその他となっております。

それでは議事に入る前に、本日の議事録署名人を指名させていただきます。濁川委員、伊藤委員、よろしくお願いたします。

両委員

(了 承)

議 長

それでは議事に入ります。まず諮問事項(1)「神奈川県漁業調整規則の一部改正について」です。水産課から説明をお願いします。

水) 相澤副技幹

【資料1に基づき説明】

議 長

水産課から説明がありました。何回か事前に説明もありましたけれども、何か御質問、御意見はありますか。

内田委員

こちらは、水域と言いますか、どこの漁場で適用されるのでしょうか。

水) 相澤副技幹

神奈川県の内水面と、神奈川県の所管する海面ということになります。では神奈川県の内水面はどこかと申しますと、国の指導ですけれども、海面に関しては、それぞれの県の漁業取締船が巡視する範囲ということが通例とされております。神奈川県の場合ですと、相模湾で言えば、千葉県館山市の洲崎の先端から、湯河原、千歳川の河口までを直線で結んだ線以北を、神奈川県の内水面ということで整理させていただいております。

内田委員

具体的には、どのような機器を使うのでしょうか。海ですと、船でGPSを使いますよね。内水面だと、芦ノ湖くらいしか対象にならないのではないかと思ったのですが。

水) 相澤副技幹

恐れ入りますが、別添1の1ページから御説明させていただきますと、(1)の4行目に「水産資源の持続的な利用を確保するため」と書いてございますが、こちらは、国の法律の整理の中では、特定の水産動植物ということになっておりますので、TAC対象種ということになり、内水面の魚種は該当しないということになります。いわし等の自然保護のために、船の測位装置を常にオンにしなさいという命令を受けた者は、この機械の動作を損なうようなことはしてはいけないという規定がございます。そのため、こちら

の52条については海面のみが対象となりまして、刑法の文言の適正化の部分に関しては、内水面の違反行為も対象となります。

内田委員

わかりました。

議 長

よろしいですか。他に何かございますか。

津谷委員

持続的な利用を確保するため、衛星船位測定送信機等の備付け、常時作動を命じられたとありますが、具体的にどのようなケースで、どれくらいあるものなのでしょうか。非常にこういうことは珍しいことなのか、それとも、比較的よくあることなのでしょうか。

水) 相澤副技幹

神奈川県では、こういった例はございません。国の実例について、実際にいつどこで、どういったものがあつたのかは押さえ切れていないのですけれども、具体的に言いますと、漁業法でも定められますので、そちらでは大臣許可も含まれるのですが、大臣許可の許可範囲外で操業してしまう、許可範囲を違反するような行為を防ぐための条項ということでございます。機械はVMSというもので、許可されている船がどこで操業しているのかを、許認可している官庁が常に追跡することができるという装置ですので、違反した船に命ぜられる場合があるということでございます。

議 長

よろしいですか。他に何かございますか。ないようでしたら、本件につきまして、諮問事項の内容のとおり異議がない旨、知事に答申することといたしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員一同

(了 承)

議 長

それではそのように決定させていただきます。

続きまして諮問事項(2)の「内共第1号、第2号第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可について」です。水産課から説明をお願いします。

水) 中川技師

【資料2に基づき説明】

議 長

ただいま水産課から説明がありましたが、何か御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。

津谷委員

1つ目が2ページの基点の表現の見直しなのですが、元々東京電力が所有していた堰堤が県の所有になったのですか。

水) 中川技師

堰堤は2か所ございまして、資料2-2を御覧いただければと思います。資料2-2のGとH、愛甲郡清川村宮ヶ瀬字金沢の堰堤については、国の所管になります。KとL、相模原市緑区鳥屋の方については、県の所管になります。

津谷委員

分かりやすい表現ということは分かりますが、規則で定める場合は、堰堤の名前も付いているものなのでしょうか。

水) 中川技師 管理者の方に確認させていただいたのですけれども、堰堤の名前は明確なものが付いていなかったり、第1号堰堤という名前がついていたりもするのですけれども、一般に知られている名前ではないということで、県の漁場計画の方も同様なのですけれども、こういった「旧東京電力」という形で、誰しもが分かるような内容で記載をしているというところがございます。

津谷委員 他に特定のしようがないのでしたら仕方がないのでしょうかけれども、できるのであれば、規則の内容として書く時は、正式な名前があるのでしたら、それを記載して、括弧に「旧東京電力堰堤」とするような書きの方が良いのかなという気がします。

水) 中川技師 ありがとうございます。今後検討させていただければと思います。

津谷委員 それともう1つ内容的な部分ですが、値上げの理由が、増殖費、漁場管理費、人件費等の値上げ、種苗代や電気代等の高騰で、経費が増加しているということなのですが、どのくらい上がったのかというある程度具体的な資料は出せないのでしょうか。

水) 中川技師 回答させていただきます。水産課には申請者の方からそういった資料をいただいているのですけれども、今回は公開の会議ということで、経営に関する情報ということで今回はここまでの資料として提示させていただいております。

津谷委員 4ページの表1の、計算上遊漁料が結論的な部分になるかと思うのですが、これの値上げ前の計算上の遊漁料との比較をすると、どのくらい上がったのかということが分かるのではないかと思うのですけれども、前回の審議をした時の計算上遊漁料はありますか。

水) 中川技師 前回の計算上遊漁料といいますと、平成28年に計算したものとということになりますが、申し訳ございません。今手元には用意しておりません。

津谷委員 経費が高騰したというのは分かるのですが、どのくらい高騰したのかというのがこの資料だと分からないので、分かるようなものがあればお願いいたします。

水) 中川技師 手持ちの資料にはなってしまうのですけれども、種苗代について、例えば、溪流魚の種苗の市場の価格は1.4倍程度値上がりしているというデータがございます、そういったところからも、やはり高騰しているのは間違いないと判断しております。

津谷委員 それからもう1点なのですけれども、やまめ、いわな、にじますの年釣が2,000円上がって、あゆ等が1,000円の値上がりなのですが、この差はどうしてつけられたのでしょうか。種苗代、電気代等の高騰に差があったという

ことでしょうか。

水) 中川技師

最終的な判断、価格の決定自体は漁業権者の判断というところではあるのですが、平成28年に全魚種券が撤廃されて、溪流魚とあゆが分かれたという経緯がございました。平成28年以前は、1つの券で溪流魚とあゆ、全ての魚種が1万円でできたという中で、平成28年の改定の際に券を分けたことで、5,000円と1万2,000円に分かれたのですが、どちらも釣りをされる遊漁者にとってはかなり大幅な値上げで、仮に1万円だったのをそれぞれ1万2,000円にしてしまうと、2万4,000円支払わなければならないというところで、溪流魚については据え置いた価格を設定するというので、平成28年には1万2,000円と5,000円という、どちらの釣りもする遊漁者に配慮した価格設定をしているというところなんです。今回の変更につきましても、その経緯を踏まえて、価格の設定をしているのですが、とはいえ、溪流魚の5,000円の遊漁料というのはやはり安いというところで、2,000円と、あゆの券よりも多めに引き上げているというところがございます。ただ、いずれにしても、変更後の遊漁料と計算上の遊漁料を比べた時に、不当に高い計算結果にはなっていないと考えております。

内田委員

前回もお尋ねしたのですが、釣り人の釣獲量については、相模川水系のデータはあるということなのでしょうか。実際の釣獲量を、アンケートや、あるいはランダムでサンプリングして、何匹釣れたかというようなデータがあるのでしょうか。

水) 中川技師

実数としてのデータは、今回の計算には使っていないのですが、1人当たり何kg釣るといった、過去の調査に基づいたデータを使って計算をしております。

内田委員

過去のデータなのですね。内水面でも遊漁を活発にしてもらうためには、やはりどのくらい釣れているかというのも、漁協単位では時々ホームページ等で出ていますけれども、将来的には、遊漁者の採捕量もうまく活用されて、神奈川県全体の漁獲の動向、農林統計に計上されるものだけではなく、そういったデータも将来的にはある程度取っていかれると、さらにこの施策がやりやすいのではないかと思います。

水) 中川技師

ありがとうございます。そういった情報は大変貴重かと思しますので、今後検討させていただければと思います。

萩原委員

あゆやますの種苗代等の高騰とありますけれども、ますの放流の場合には、あゆの放流と違い、大人数で、バケツやビニール袋を背負って放流しています。放流する場所も、非常に危険な場所なのです。そういったところか

らも経費が高くなるということがございます。

濁川委員 今の件なのですけれども、ます類は、仕入れが6年度よりも約1.4倍高騰しています。今後の仕入れ価格も、安くなることはまず期待できないのではないかと思います。

議長 ありがとうございます。他にございますか。

細川委員 早川河川の細川です。ただいま皆さんから言われたように、溪流魚に関しましては4割から5割の値上げというような状況です。

また、水産課にお尋ねしたいのですけれども、こちらの資料には、女性や障害者等の記載がないのですが、そちらはどのような金額になっているのでしょうか。

水) 中川技師 資料の28ページを御覧いただければと思います。遊漁規則の規定ですけれども、第7条の第2項に、18歳以下の者、そして身体障害者についての規定がございまして、18歳以下の方は無料、そして身体障害者については、2分の1の額ということで規定されております。

議長 よろしいですか。他に何かございますか。

ないようでしたら諮問に対して、異議がない旨答申するというところでよろしゅうございますか。

委員一同 (了 承)

議長 ではそのように決定いたします。

続きまして指示事項(1)の、「道志川及び津久井湖におけるわかさぎの採捕禁止について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

事) 河野主事 【資料3に基づき説明】

議長 事務局から説明がありました。御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。よろしいですか。

特に御質問、御意見ないようですので、本件については、原案どおり委員会指示を発動するというところでよろしゅうございますか。

委員一同 (了 承)

議長 ではそのように決定いたします。

次の議題ですが、報告事項(1)の「コクチバス等の生体持ち出し及び再放流の禁止に係る委員会指示の公報登載について」事務局から説明をお願いします。

事) 河野主事 【資料4に基づき説明】

議長 説明がありました。何か御意見、御質問ありましたらお願いいたします。

津谷委員 公的機関の内容なのですけれども、一般的に神奈川県で公的機関というのはこういうものと定めているものはあるのでしょうか。

事) 河野主事 文書等で定めているという状況ではないのですけれども、以前より委員会で整理させていただいている状況について御説明をさせていただきます。公的機関の範囲についてですけれども、国や地方公共団体、独立行政法人等の機関を指しております。公的機関から委託を受けた者等は含まず、委託を受けた者が実施する場合には、委員会で承認を得ていただく必要が出てくるということとなります。

津谷委員 特に水産に関わるようなところではなくても、公的機関には入ってしまうということでしょうか。

事) 河野主事 はい。

議長 ただ、コクチバスを相手にするわけですから、全く関係のない機関ということはないと思います。

津谷委員 この辺の定義の整理はいらないのでしょうか。

事) 河野主事 過去の委員会の中ではこういった御説明をさせていただいている状況でございます。

議長 通例で、国や他の県でもこういった表現を使っています。

内田委員 確認なのですが、例えば、水産庁の事業等をどこかが受け、実働部隊として、アセスメントの会社等と共同で実施する場合もあるので、その場合は研究代表機関が公的機関であれば構わないということでしょうか。

事) 河野主事 代表機関が公的機関であれば、公的機関の試験ということになると思います。

津谷委員 以前もお聞きしたのですが、公的機関が民間に委託する形で、公的機関の事業として、調査研究をしたケースは、委員会の承認があるような形になっていますよね。

事) 河野主事 はい。民間に委託した状態であれば、民間が実施者になりますので、その場合については承認を取っていただくこととなります。

津谷委員 委託契約かどうかというところになるのでしょうか。調査研究事業の実施主体としては、国や県が調査をすることになり、実行するのは民間の事業者というケースが多いと思うのですけれども、委託をした時の契約の内容によるということなのでしょうか。

事) 河野主事 実際に実施する主体がどこなのかというところで判断してきているという経緯があるようです。

津谷委員 契約関係によるということなのでしょうか。

議長

国の場合は大体、委託先というのが、独立行政法人の水産総合研究センターだったり、県の水産試験場だったりしますので、全て公的機関でやっているのです。県の水産試験場が民間に委託費を払うような財源はないですから、そういうのは考え難いと思います。

津谷委員

基本的には、県や国が、県や国の事業としての調査なのですけれども、民間に委託した場合は、民間の調査という判断なのではないでしょうか。このあたりが、いつもよく分からないところなのです。

議長

国交省関係の建設のアセスメントを、アセスメント会社が請け負って実施するような場合には、委員会で判断をして承認するというにしています。他の場合は、あまり考え難いと思います。

津谷委員

区分けの整理が分からない点があると思います。

議長

公的機関を列举するわけにはいかないと思いますので、そういった案件が出てきたところで判断するのが良いのではないかと思います。事務局の方からよろしいですか。それでは、公報掲載の報告を了承したいと思います。

以上で本日の議題は終了ですが、委員の皆様から何か御発言等ありましたらお願いいたします。事務局、水産課からはよろしいですか。

ないようですので、本日の委員会はこれで閉会とします。次回は2月18日の火曜日14時からの開催ですので、よろしくお願いいたします。